

令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンス
モデル事業
公募について（公募要領）

2021年6月

株式会社野村総合研究所
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

株式会社野村総合研究所及びみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社は、経済産業省から委託を受け、令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業における事務局として、モデル事例の公募を実施します。

本事業の概要、応募方法、その他留意していただきたい点は、本要領に記載するとおりですので、応募される方は、本要領を熟読ください。

なお、本要領を熟読せずに応募された結果生じる、応募書類の不受理、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目次

1. 本事業の目的.....	3
2. 本事業の概要.....	4
(1) 本事業の概要と対象範囲.....	4
(2) 本事業の対象事例.....	4
(3) 応募可能者.....	5
(4) 応募期間.....	5
3. 本事業の流れ及び留意事項.....	6
(1) 本事業の流れ.....	6
(2) モデル事業への応募 ①事務局への応募に関する問い合わせ～④応募書類の提出.....	6
(3) モデル事例の選定 ④書類審査・ヒアリング～⑥選定結果の公表.....	9
(4) 適合性の評価及び情報発信 ⑦適合性に関する意見書の作成～⑨事後レポート.....	10
4. その他.....	13
(1) 留意事項.....	13
(2) 問い合わせ先.....	13
(3) その他.....	13

1. 本事業の目的

2020年10月26日に菅首相が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、政府は大胆な投資やイノベーションを起こす民間企業の前向きな努力を全力で応援すべく、あらゆる政策手段を総動員することを表明しました。こうした政策の一環として経済産業省は環境省、金融庁と共同して2021年5月7日に「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定しました。

本事業では、特に温室効果ガス多排出産業の移行において基本指針やICMAクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（以下、「ICMAハンドブック」とする。）に準じ、業界等において先駆的な取組や先進性あるいはインパクトを与えるボンドやローン等の事例についての情報発信等を通じ、クライメート・トランジション・ファイナンス（以下「トランジション・ファイナンス」とする。）を普及させることを目的とします。

2. 本事業の概要

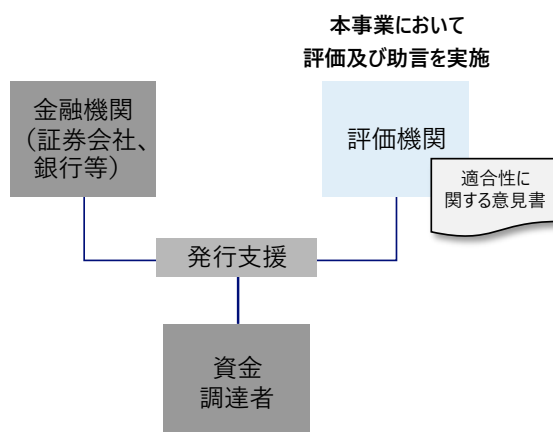
(1) 本事業の概要と対象範囲

本事業では、ICMA ハンドブックや基本指針に準ずるボンドやローン等の事例について、評価機関が適合性に関する評価を行い、意見書を作成・提供します。また、トランジション・ファイナンスの普及に向け、モデル性が認められ、適合性が確認できたモデル事例については情報発信をします。

本事業においては、評価機関による適合性の評価、意見書の作成・提供及び助言等に要する費用（以下「適合性の評価にあたる費用」）を負担します。

適合性の評価にあたる費用については、見積額の9割を上限として本事業で負担します（資金調達者が1割以上を負担）。なお、ストラクチャリングに要するコストは対象とはなりません。

また、評価機関については、資金調達に対する中立的かつ公正な判断ができる実施体制の確保や基本指針との適合性の評価をできる能力等を有する事業者が経済産業省の指示の下で行います。申請者は1割以上の負担をするにあたり、本事業を受託している評価機関と別途契約を締結していただきます。なお、原則上記に該当する評価機関以外の指定等はできません。



図表 1 本事業の概要

(2) 本事業の対象事例

本事業の対象として、次に掲げるモデル事例を公募します。

- A) **資金用途特定型**：ICMA ハンドブック、基本指針で示される四要素を満たし、グリーンボンド/ローン原則又はガイドライン（※）及びソーシャルボンド原則又はサステナビリティ・ボンド・ガイドライン等に整合したボンド/ローン等で資金調達するモデル事例

（※）対象事業が「グリーンボンドガイドライン」に具体的な資金用途の例として例示されているものなどのいわゆるグリーンプロジェクトに当たらない場合でも、対象となりうる。

- B) **資金使途不特定型**：ICMA ハンドブック、基本指針で示される四要素を満たし、サステナビリティ・リンク・ボンド原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則またはガイドライン等に整合したボンド/ローン等で資金調達するモデル事例

(3) 応募可能者

本事業に応募ができる者は、国内の独立行政法人、地方公共団体その他の公的機関、国内に本店又は主たる事務所を有する法人等であって、原則として 2022 年 3 月末までに資金調達（ボンド/ローン等）する予定がある主体とします（※）。

外国通貨建てで調達されるものでも差し支えありません。

なお、3.（3）で選定したモデル事例であり、適合性が確認された応募者には、資金調達後、モデル事例の紹介等を通じてトランジション・ファイナンスの普及・啓発に積極的に参画していただきます。

（※）2022 年 4 月以降の資金調達となる場合、モデル性審査、適合性の評価及びその結果の公表までを年度内に行える事例を対象とします。

(4) 応募期間

公募期間は 2021 年 6 月 4 日（金）から 2022 年 1 月 14 日（金）までです。ただし、モデル事例の選定は応募書類の受付後順次実施し、規定数（※）選定された時点で受付終了とします。受付が終了した場合には、経済産業省ホームページ等でその旨を通知し、モデル事例の公募を終了するものとします。

（※）本年度は 10～15 件を規定数として想定しています。

3. 本事業の流れ及び留意事項

(1) 本事業の流れ

本事業では以下の流れに沿ってモデル事例の採択から適合性の評価、情報発信を行います。各実施事項については以降の説明を踏まえてください。

モデル事業への応募	①事務局への応募に関する問い合わせ ②問い合わせ内容の確認・応募書類の共有 ③応募書類の提出
モデル事業の選定	④書類審査・ヒアリング ⑤モデル性審査委員会 ⑥選定結果の公表
適合性の評価及び情報発信	⑦適合性に関する意見書の作成 ⑧情報発信 ⑨事後レポート

図表 2 本事業の流れ

(2) モデル事業への応募 | ①事務局への応募に関する問い合わせ～④応募書類の提出

①事務局への応募に関する問い合わせ

本事業に関心がある、あるいは申請を検討している場合には、応募書類の送付依頼とともに、その旨について電子メールを下記の連絡先に送付ください。送付の際の電子メールの件名は、「応募者名 | クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業への応募に関する問い合わせ」としてください。

なお、モデル事例の公募を終了していませんが、特定の業種への偏りは考慮する可能性があります。本事業に関心のある方は早期に事務局まで連絡ください。

【連絡先】

株式会社野村総合研究所

クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業担当

E-mail : model-transition-r3-ext@nri.co.jp

電話番号 : [070 8847 6551](tel:070-8847-6551)

(なお、本アドレスには共同事務局を務めているみずほリサーチ&テクノロジーズの担当者も含まれています。)

②問い合わせ内容の確認・応募書類の共有

①の連絡を受けたのち、事務局より、応募書類を電子メールにて送付します。また、事務局、経済産業省及び本事業で適合性を評価する評価機関とともに、検討内容について電話あるいは面談にて確認をする可能性があります。

③応募書類の提出

本事業への応募者は、事務局からの電子ファイルを使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度で別ファイルに内容を記載して下さい。また、既存の開示資料や添付資料等を参照されても結構です。

【提出書類】

- ・ 令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業に係るモデル事例の公募における応募書類等の提出について（様式1）
- ・ 令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業モデル事例応募書類（様式2）
- ・ 暴力団排除に関する誓約事項（別添）（応募者が地方公共団体等である場合を除く）
- ・ 組織概要（パンフレット、組織図等）
- ・ 定款（それに準ずるものを含む。）及び登記事項証明書（応募者が地方公共団体等である場合を除く）
- ・ その他参考資料

なお、様式2においては以下の図表3が記載項目となります。

図表 3 応募書類における記載項目

No	資金用途を特定する場合	資金用途を特定しない場合
1	金融商品/手法の種類（債券、ローン等）	（同左）
2	調達額、年限	（同左）
3	調達予定時期	（同左）
4	充対象プロジェクト	Sustainability Performance Targets (SPTs)の内容
5	中長期の CO2 削減目標（2030 年、2050 年等）	（同左）
6	トランジション戦略（マイルストーンを含む）	（同左）
7	戦略の実現に向けたガバナンス体制	（同左）
8	サステナビリティにおけるマテリアリティ	（同左）
9	トランジション戦略全体に関する投資計画	（同左）
10	プロジェクトを通じて創出されるインパクト	想定される SPTs と貸出条件等の連動
11	想定されるネガティブ効果とその対応	想定されるインパクト、ネガティブ効果とその対応
12	トランジション・債券/ローンにより調達をする理由（意義）	SLI/SLB により調達をする理由（意義）
13	想定されるプロジェクトの評価・選定のプロセス	（プロジェクトを有する場合）
14	想定される調達資金の管理方法	（プロジェクトを有する場合）
15	想定されるレポート	SPTs 達成状況に係るモニタリング状況
16	その他基本指針との整合について（任意）	（同左）
17	モデル事例としてのポイント	（同左）

応募書類は、2.（4）の受付期間中に、原則電子メールによって、下記の提出先へ提出して下さい。送付の際の電子メールの件名は、「応募者名 | クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業 モデル事例 応募書類」として下さい。電子メールでの提出が困難な場合には、郵送による提出が可能です。郵送の場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって送付下さい。

応募書類は、封筒に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業 応募書類」と朱書きで明記して下さい。

受付期間の締切日時以降に送付あるいは郵送された書類は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。なお、郵送の場合には、締切日の消印まで有効とします。

【提出先】

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティグランキューブ

株式会社野村総合研究所

クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業担当

E-mail: model-transition-r3-ext@nri.co.jp

(なお、本アドレスには共同事務局を務めているみずほリサーチ&テクノロジーズの担当者も含まれています。)

提出いただいた応募書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報及び企業情報等は、「令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業」以外の目的で使用することはありません。

（3）モデル事例の選定 | ④書類審査・ヒアリング～⑥選定結果の公表

④書類審査・ヒアリング、⑤モデル性審査委員会

モデル事例の選定は、書面・ヒアリング審査及び外部有識者による審査委員会（非公開）による審査により行います。審査では、応募書類が形式的基準に適合していることが確認された事例について、トランジション・ファイナンスの普及に向け、基本指針等との適合性や先進性等を総合的に評価し、10～15 事例を上限として選定します。応募者に対しては、審査結果（採択又は不採択）を通知します。

審査に当たって、事務局から応募内容の補足的な説明や参考資料の提出を依頼する場合があります。なお、補足資料を作成しても委員会で採択されない場合があります。

1) 形式的基準

- ①必要な内容が記載されているか
- ②必要書類が添付されているか

2) 評価基準

ボンドの発行又は引受等について金融機関と調整が進んでおり、潜在的な投資家が見込まれるなど、当該債券の発行について相当程度の見通しがあるもの（ローンについては金融機関との調整がすすんでいるもの）について、例えば、以下のような基本指針等との適合性や先進性、インパクトなどの観点から総合的に評価します。

- ・ 基本指針に定められた「べきである」だけでなく「望ましい」「可能である/考えられる」までも可能な範囲で対応されていること
- ・ 戦略及び短期・中期・長期の目標が科学的根拠に基づいていること
- ・ 国内外の業界動向を踏まえ、募集内容での資金調達が進んでいること

- ・ 対象案件が同業界(内外)に与える影響が認められること
- ・ 我が国への裨益があること (※) 等

※海外での取組を資金使途とする場合も、トランジションに関する評価の対象が国内に本店または主たる事務所を有する法人等であれば本事業の対象となります。

⑥申請書による選定結果の公表

選定されたモデル事例については、原則として、3.(4)⑦適合性に関する意見書の作成を終え、意見書が公表された時点で応募者名を公表します。ただし、応募者、資金供給者、またはモデル事例に係る金融機関が公表する場合には、応募者と個別に調整の上、必要に応じ、応募者名及び応募のあった調達計画がモデル事例として選定され、適合性の評価中である旨を公表することも可能とします。

応募時点で必ずしも調達計画が確定していなければならないものではありませんが、選定後、やむを得ない理由により、提出いただいた応募書類等に記載の内容と、実際のトランジション・ファイナンスに係る対応を変更せざるを得なくなった場合には、速やかに事務局に連絡下さい。変更の結果、モデル事例の有するモデル性等が著しく喪失し、モデル事例としてふさわしくないと認められる場合には、モデル事例の選定を撤回することがある旨、留意下さい。

(4) 適合性の評価及び情報発信 | ⑦適合性に関する意見書の作成～⑨事後レポート

⑦適合性に関する意見書の作成

選定したモデル事例について、基本指針で示される四要素との適合性又はこれに準じた適切性を確認し、意見書を作成します。なお、トランジション・ファイナンスは既存の原則、ガイドラインに則した形で取り込まれるべきものであるため、基本指針に記載されていない発行プロセスに係る事項等、個別商品に則して既に規定がある場合は、「グリーンボンド原則・ガイドライン」や「サステナビリティ・リンク・ボンド原則・ガイドライン」等、それぞれの原則、ガイドラインの要素を適宜準用して適合性を評価機関が評価することとします。

モデル事例に係る応募者には、適合性を評価するために必要に応じて、追加書類の事務局又は評価機関への提出を求める場合があります。

追加書類の提出に応じず、又は、提出された追加書類が不十分であることにより、適合性が評価できない場合にあつては、当該モデル事例について適合性が確認できなかった旨を公表することとなる旨、留意下さい。

適合性の評価は、応募者から提出された応募書類及び追加書類の内容に基づき、必要に応じ応募者（応募者が銀行や証券会社等の第三者に協力を求めている場合にあつては、当該者を含む。）へのヒアリング（④書類審査・ヒアリングを含む）を通じて行うものとし、実地

調査は行いません。したがって、適合性の評価は、あくまで、応募者から提出された書類上でその事実を確認することができた範囲でのみ有効であるものとし、応募者による実際のトランジション・ファイナンスに係る対応が、当該書類上の記載事項と相違がないことまでを保証するものではありません。

第三者からの通知やその他の方法により、応募者から提出された書類が虚偽であったことが判明した場合や、当該書類上の記載事項と応募者による実際のトランジション・ファイナンスに係る対応の間に相違があったことが判明した場合には、その旨及び当該モデル事例に関して行った適合性の評価は無効とする旨を公表することとなる点について留意下さい。

評価機関により適合性の評価が行われた後、やむを得ない理由によりトランジション・ファイナンスに係る対応を変更せざるを得なくなった場合には、速やかに事務局に連絡下さい。この場合、その旨及び当該モデル事例に関し行った適合性の評価は無効とする旨を公表することがある旨、留意下さい。

⑧情報発信

選定したモデル事例については、適合性評価の結果を公表します。また、適合性が確認されたモデル事例については、その旨を公表すること等を通じて情報発信をします。公表の時期については、具体的には、ボンドの場合はモデル事例に係るボンドの有価証券届出書の提出時点、発行登録追補書類提出時点又はこれに準ずる発行内容の確定時点を、ローンの場合はモデル事例に係るローンの資金調達時点を想定していますが、応募者と個別に調整の上で決定します。

ただし、資金調達が 2022 年 4 月以降になる場合においては、2022 年 3 月末までにモデル事例の選定、適合性の評価、当該確認結果についての公表まで終えるものとします。

⑨事後レポーティング

選定したモデル事例の応募者は、トランジション・ファイナンスによる資金調達後 1 か月以内に、当該トランジション・ファイナンスに係る対応の詳細がわかる書類（資金供給者等への説明書類等を想定）の写しを事務局宛てに提出して下さい。適合性評価の確認を行った際の内容との相違の有無について確認します。

また、ボンド/ローン等による資金調達後、基本指針及び「グリーンボンドガイドライン」又は「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」等に準拠し、レポーティングを行って下さい。トランジション・ファイナンスによる資金調達の日を含む会計年度後 3 年度（償還期間が 3 年未満のボンド/ローンにあつては、償還期間満了の時まで）の間レポーティング公表から 1 か月以内に、当該レポーティングに係る書類、または公表ウェブサイトの URL 等を経済産業省宛てに原則電子メールにて提出して下さい。送付の際の電子メールの件名は、「応募者名 | クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業 モデル事例

事後レポート書類」として下さい。電子メールでの提出が困難な場合には、郵送による提出が可能です。

【提出先】

〒100-8901

東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号 経済産業省別館

経済産業省 産業環境技術局 環境経済室

Email : transition-finance@meti.go.jp

4. その他

(1) 留意事項

本事業は、トランジション・ファイナンスによる我が国の 2050 年カーボンニュートラルとパリ協定の実現への寄与に焦点を当てて行うものであり、トランジション・ファイナンスの金融商品としてのリスクについては、一切評価の対象としていません。本事業のモデル事例であっても、通常のファイナンスと同様、信用リスク及びその他のリスク（債券の場合は価格変動リスク、流動性リスク等）は存在することに留意が必要です。本事業のモデル事例であるトランジション・ファイナンスに関し、調達、取得、売却、保有等を行う者はその責任の下でこれらの行為を行うものとし、これらの者に何らかの損害が生じた場合であっても、経済産業省及び事務局はいかなる責任も負いません。

応募者から提出された書類は、当該応募者に無断で、本事業以外に使用することはありません。ただし、当該書類に記載された情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

本要領に従わない場合には、評価機関による適合性の評価にあたる費用が生じていても、当該費用は一切負担しません。また、応募書類提出後に本事業を辞退された場合にも同様に、適合性の評価にあたる費用が生じていても、当該費用は一切負担しません。

(2) 問い合わせ先

本事業に対する問い合わせ先は下記のとおりです。問い合わせは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「令和 3 年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業に関する問い合わせ」として下さい。

問い合わせ先：

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
株式会社野村総合研究所

クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業担当

E-mail：model-transition-r3-ext@nri.co.jp

電話番号：070 8847 6551

(なお、本メールアドレスには共同事務局を務めているみずほリサーチ&テクノロジーズの担当者も含まれている。)

(3) その他

モデル事例の選定に対する要望、選定結果に関する質問には対応いたしかねます。